

「歳出歳入一体改革等について」の全国知事会会長記者会見
概 要

日 時：平成18年3月14日（火）14：30～15：10

場 所：都道府県会館6階知事室

会見者：麻生全国知事会会長

麻生全国知事会会長

今日は、皆さんに特に何か訴えたいというより、一般的な情勢についてこちらの見方を申し上げ、皆さんから懇談的に質問を出してもらえればということで記者会見を開いた。

一つ目は、「うな重と麦飯論争」について、なぜ国の方が分厚いピフテキを食べて我々は麦飯かということについて、今日は資料を用意した。

例えば、実際に都道府県の方は給与カットをやっているが、特別職については、46の都道府県で実施しており、一般職員についても行っている。事務次官と実際のカットされてしまった知事達の給与は、年収比較をすると、だいたい事務次官が2400万ぐらいであり、知事達は2000万ぐらいになってしまった。これが一つの具体的な例である。

一方、職員の給与については、半分以上の地方団体で、独自の給与カットをやっている。独自というのは、本来、公務員の給与は、争議権を否定し、労働三権を制限するという見返りで、勧告制度を作っている。その基本的な考え方は官民比較であり、人事院あるいは人事委員会が勧告する。それを尊重してやっていくという事が制度の本質である。実際にはそんなことは言っていられないということがあるので、独自に給与カットをしているところである。

一番大きいのは、北海道であり10%のカットを行うと言っているし、福岡県の場合、2%で昨年以來ずっとやっている。その前は3%でやっている。そういう状況である。国の方は、まさに人事院勧告どおりやっている訳で、これをさらに切り込んで、財政が厳しいから給与をカットすることはやっていない。

二つ目に、人員削減について、地方公務員の方が数が多いというが、確かに多いのであるが、11年連続これを減らしているのであり、ここ5年間を見ただけでも16万人減らしている。それに比べて、国の方は、2.9万人、2.5%の削減しかやっていない。はるかに人間を減らすということについては、地方側の方が一生懸命努力しているし、やって行かざるを得ない現状にある。

例えば、福岡県の場合、知事部局、学校の先生の定員も減らしているのであ

るが、警察は増えている。全体を減らしたいのだが、警察官だけはどうしても年々増える。しかし、全体としては地方側の方がはるかに大きい数字を減らしている。

それから三つ目に、歳出削減であるが、これも地方側の方が贅沢な予算を組み、余裕があるというような事を言っているが、実際には歳出を比べてみた場合、10年間で地方側は7.8%歳出が減っている。それに対して、国の方は10年間で11.8%歳出増という状況になっているわけである。地方側の方が贅沢をしているようなことが言われているが、こういう数字を見れば一目瞭然で、地方側の方が一生懸命努力をしなければならない状況にあり、削減努力をしているという実態がある。こういうことで、地方側は欠食児童であるということを使った訳である。うな重を食べるような余裕は到底ない。むしろ国の方が分厚いピフテキを食べているのではないかと申し上げた。

それから、国と地方で一体となった歳出削減をやろうということで、歳出削減の方向について、これは三位一体改革の目的の中にもそれが入っている訳であるが、やはり国と地方の膨大な二重行政を整理するということが不可欠である。これをやらなければ思い切った仕事の整理にならないし、したがって人間も減らせない。

二重行政は二種類あるが、明確に同じ事を少し観点が違うという形で、国と地方がやっているというものをいくつか拾い上げてみた。もっぱら福岡県の中で事例を集めてみた。

一つは個別労働紛争についてである。労働紛争というのは二種類あって、一つは、会社と組合との間で起こる紛争。もう一つは、個別労働紛争といって、会社と個人の間で起こる労働紛争である。今までは、団体間の労働紛争は地方労働委員会で処理して、どうしてもダメな場合は中央労働委員会で処理する。個人対会社の間で起こっている個別労働紛争は、いきなり国の仕事にってしまった。しかし実際には、国は個別の労働紛争について、その土地の事情なんかは分からないということで、処理を都道府県もやるようにということになった。そういう意味で二重のやり方をしている。都道府県の場合、労働福祉事務所というのがあって、そこでこういう個別的な問題を相談し解決努力をしてきたが、そこと、国の労働局がやるという、全くの二重行政になってしまった。しかし実際には、日常的な各地の状況は分からないということから、結局は県の労働福祉事務所が仕事をしているという状況である。

そしてもう一つは、福祉のまちづくりである。いわゆるバリアフリーである。障害者とか高齢者が移動しやすいように、段差を解消したりするのであるが、これも結局、各地域の自治体が、福祉のまちづくりということで、ずっとやっていた。交通バリアフリー法、ハートビル法というのが出来て、各市町村と県

がやっている都市のまちづくり条例と国の交通部門だけのバリアフリー、あるいは、ハートビル法という一般的な福祉のまちづくりが、3つだぶってしまっている。実際には、これは市町村しかどの部分をどう直すのか分からないことになっているから、福祉のまちづくり条例を中心にやるのだけれども、しかし補助金等の助成手段が国の方から出てくるので、非常に錯綜した状況になっている。

それから職業紹介も国がハローワークでやるということになっているが、さすがに福祉分野については、もう国だけではやれないということになり、平成4年の6月に自治体も並行して行うということになっている。ここでも典型的な二重行政になっている。それから福祉分野以外というところについても、例えば福岡県の場合、今自動車産業にものすごく力を入れてやっているが、そういう特定分野に力を入れて、産業の変化に合わせた形での人材紹介を国はできない。ハローワークは、そういう政策的な特定分野の重点化はしてはならないということになっている。そういうことから地方が現実に地域産業を興し、あるいは雇用を作り出すということで重点化している産業育成目標、これに対しては連動しないという実態になっている。

それから商工会議所についても、完全に二重行政になっている。国と県が監督権限を分散して持っているということになっている。商工会議所の方は、国からの指導と都道府県からの指導による二重指導を受けている。

それから、理容師の養成施設についても、施設認定があるが、これも都道府県とそれから国との間での二重チェック体制になっている。あと、非常にひどいのは、最後のページにあるが、一つの漁港があって、朝市を作ろうということになると、国の方が補助金を出すということになる。実際に補助金を出したって、どの漁港のどこに朝市を作ったらうまくいくかということについては、地域の人口とか街の交通状況とかは、国には分からない。分からないのに、補助金が出るものだから、結局、県の方で実態審査をして国の方に持っていくことになる。こんなところをどんどん直していかなければ、形としては歳出歳入一体改革と言っているが、実質的な仕事のあり方を変えなければ、意味のある合理的な削減はできない。あるいは人間を減らすことはできない。

- - - - - 質疑・応答 - - - - -

A社

今日官邸に行かれたと思うが、歳出歳入一体改革に関する要請をしたのか。

麻生全国知事会会長

官邸に行ったのは二橋内閣官房副長官に会って、最近の情勢についての意見

交換をした。陳情や要請をしたわけではない。

B社

総務省でも見かけたが。

麻生全国知事会会長

総務省では、財務局長と話をした。3月27日に地方六団体と総務大臣との会議をやるということで設定をしているところ。どんなことについて話し合おうかという意見交換をしてきた。

B社

最近の経済財政諮問会議の議論に対する注文であるとか、なかなか外に出ていない部分もあると思うが、その辺について、財務局長とどんな話をしたのか。

麻生全国知事会会長

経済財政諮問会議の議論の中で、竹中総務大臣が孤軍奮闘しているという話を聞いた。与謝野大臣はこの前の「うなぎ発言」ではないが、すっかり財務省の言うとおりのことを言いだしているのではないか。もうちょっとバランスのとれた見方をしてくれれば良いと思う。

C社

これだけ頑張ってるのに、地方交付税の話ばかり出てくるが。

麻生全国知事会会長

そのとおり。地方交付税は仕送りだとか言っているが、仕送りではない。地方行政をするのに必要なお金であり、明確に地方の固有財源である。仕送りをやっているから、贅沢をしているとかは筋の違う話。

B社

イメージとしては、竹中大臣がその経済財政諮問会議を担当だった時に、地方交付税の削減の流れをどちらかと言えば作った経緯があるような印象を持っているが、逆に今、竹中総務大臣の立場になって、先ほど言ったような竹中総務大臣がまさに地方の側に立って孤軍奮闘されているという印象を持っているか。

麻生全国知事会会長

総務大臣の立場で議論をせざるを得ない。竹中総務大臣も総務省に行ってみ

たら、地方の実態について話す機会があるから、実態認識は変わってきているのではないだろうか。

地方の実情にあった形で認識をしてもらわなければならないし、また実態に合うような形で改革をしなければならないということを非常に熱心に言っている。それはやはり竹中総務大臣の実態認識の変化によるものであると思う。

B社

それは地方側の取り組みの成果であるのか、彼自身が例えば国会での議論を通じてなのか。

麻生全国知事会会長

両面でしょうね。地方側もデータを示して、地方はこんなに努力しているのだと何度も言っているし、事務方からも色々なブリーフィング資料が出てきていると思う。国会の議論にどれほどの影響を受けているかは私は知りません。この前の総理大臣と官房長官と片山氏の国会での議論の中では、明確な形で行われたけれども、残念ながら今までの衆議院の予算委員会等では本質的な議論は聞こえてこない。

B社

地方交付税について、不交付団体については50%にしてはどうかという実態からかけ離れている議論が、経済財政諮問会議の場で、民間議員の間から出ており、小泉総理からも数の方が分かりやすいのではないかと、というような意思表示を示されたと聞いている。そういった今までの経済財政諮問会議の場での議論について。

麻生全国知事会会長

非常に分かりやすい議論として、不交付団体をもっと増やさなければならない。その場合、人口50%というのと、団体数50%というのがある。団体数50%というのは最近出てきているみたいであるが、団体数50%にすると、相当思い切って税源移譲をしなければならない。人口50%になると、東京周辺の関東の県、あるいは中部、関西周辺のいわゆる大きな県が対象になると人口的には非常に大きいから50%は達成が不可能ではないというか現実に近いと思う。

それだけ不交付団体を増やすには、常識的に言うと税源移譲をしなければならない。税源があまりにも少ないものだから、地方交付税に頼らざるを得ないし、もっと本質的に言うと、地方の歳出サイドは60%、国が40%。税収の取り方から言うと、国が60%、地方が40%である。その差の20%の膨大

な額を交付税で埋めているというこの構造が本質的に背景にあって、交付税の不交付団体が少ないということである。税源を思い切って、移譲するということに伴わなければならない。問題はこの議論で、我々が一番警戒しているのは、どうも税源移譲をせずに、歳出カットだけで、不交付という結果だけを作ろうとする考え方があるのではないかということである。そのところは、本筋の地方交付税を減らすというのは自主財源を持たせるのだということで事柄を考えていかなければならない。

C社

地方交付税制度について、制度の仕組みをそのものを変えなければならないとか、例えばもっと簡素化するとか、抜本的に変えるとか、色々な意見があるが、実際問題として額は減ってきているわけだが、会長は来年に向けてどのよう

麻生全国知事会会長

私達の新地方分権構想検討委員会で議論をしている最も中心的な点がそこである。当面、短期的、中期的あるいは長期的に地方の財政制度のあり方、その場合、当然中心になるのは地方交付税制度のことであり、これは5月の上旬にはこの委員会としての我々に対するレポートが出てくる。それが今後の一番の大きな我々のスタンスになる。

いずれにしても、一つ目は財源調整、それから財源保障機能は残さざるを得ないし、これは最も中心的な機能であり、どこまでの保障機能を持たせるかということについては非常に大きな議論があるという面と、それから2つ目に項目があまりにも多くわからないではないかと、だから簡素化しようではないかと。簡素化する場合に、その本来持つべき財源保障機能をどこまでの水準として保障するのか、あるいは奨励的な分野をどう整理するのかということになってくる。

3つ目の視点は中長期的な安定性というのがある。地方側もこのところ特に地方交付税をバーンと切られて混乱した。地方側が将来中期的な目標を持ち、財政運用をしていくためにはやはり国全体の地方交付税を中心とした地方財政計画も中長期的な指針を与えないと地方側も非常に困ってしまう。そういうところを中心に話し合っているところである。

C社

道州制の答申が出てから、会長ご自身のコメントをまだいただけていないが。

麻生全国知事会会長

和歌山県知事が道州制特別委員会の委員長をしていたのでコメントを出していただいた。

あの時和歌山県知事の名前、委員長名で出したあの内容自体は、調製して私もこれで良いということであったので、そのまま会長の声明であると考えてもらっても良い。基本的にはあの答申を高く評価をして、今後の大きな方向を世論形成も含めて支持をした。

C社

そうすると、道州制を導入して大胆な税源移譲を行えば理想的であるということか。

麻生全国知事会会長

道州制導入のタイムスケジュールは明確ではないし、地方制度調査会の答申も大きな枠組みについての議論はしたが、やはり国民的な理解というか支持がなければならぬので、そういう国民的な議論を起こせというのが一番大きな結論である。そういうことであるから、この税源移譲であるとか、今の三位一体改革、これはもう今の現実の制度を前提としてやっていく。中長期的な大きな課題であるこの道州制は各分野で研究や議論を深め、国民的な世論の合意形成を図っていく。したがって、あの答申を支持したからといって、道州制を前提とした色々な制度設計なり税源移譲でないとならぬということではない。

B社

総務省と全国知事会の委員会同士の会合、日程、テーマ等について。

麻生全国知事会会長

委員会同士はおそらく4月になるのかな。日程、テーマはまだ決まってない。テーマを決めてやるかどうか分からない。

B社

先程の道州制について、和歌山県知事のペーパーで「画期的である」という文言があるが、知事の言葉で要点を示していただきたい。

麻生全国知事会会長

道州制というのは国と地方の関係を思い切って変えていくということを必然的に伴う。これをやるには、今後の日本はどう運営されるべきかという国の姿ということについて、本質に立ち返って研究、検討する必要がある。その意味で今回は幅広く検討した結果として、時期を示してはいないが、道州制の導入

が適当だという答申をしたことは非常に思い切った総理への答申になっているから、その意味で画期的である。ただ、今回のものは入り口であり、区割り等を示してはいるが、もう少し国全体の機制的あるいは財政的なあり方ということが非常に大事で、そこはこれからであり、課題が多い。とにかく、大きく一歩踏み出した点で、先ほど申し上げたとおりであるし、さらにこれを契機に国民的な議論を起こしていくことが大事であり、知事会の中で道州制特別委員会を設けてやっている。知事会の中でも色々な意見が多様にあり、なかなか一本槍にはならないが、いずれにしても分権の究極的な姿が道州制ということであると思う。これを大事に広く国民の中で検討されていくべきだろう。

B社

地方制度調査会の諸井会長は、長くかかるという意味で少なくとも道州制の導入には10年かかると言っていたが、その点について。

麻生全国知事会会長

あまり長い時間をかけてやるとエネルギーがなくなってしまう。物事には潮時というのがあるから、10年だと潮時が引いてしまうかもしれない。もう少し切迫感を持ってやらなければならない。

以上